⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
①　発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると認定された時から工事の請負代金の完成払をした時まで。
②　発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると認定された時から契約の相手方が確定した時まで。
7　資格審査申請書類
⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
⑵　共同企業体等調書
⑶　経審結果通知書の写し
※令和５・６年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。
⑷　共同企業体協定書の写し
8　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。
9　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○○・□□□（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　坂井功が公告する入札参加資格の確認を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
上記５⑵に同じ。

競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する令和６年度小禄道路橋梁上部工（Ｐ36～Ｐ40）工事は、特定建設工事共同企業体及び単体有資格業者等による一般競争により行うこととしたので、当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。
令和６年４月３日
沖縄総合事務局　開発建設部長　坂井　　功
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事名　令和６年度小禄道路橋梁上部工（Ｐ36～Ｐ40）工事
2　工事場所　沖縄県豊見城市字田頭地内
3　工事内容　工場製作工１式、工場製品輸送工１式、鋼橋架設工１式、鋼橋現場塗装工１式、床版工１式、橋梁付属物工１式、鋼橋足場等設置工１式
4　工事区分　鋼橋上部工事
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　令和６年４月４日から令和６年４月30日まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日９時00分から17時15分まで。
⑵　受付場所　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　ＴＥＬ098―866―0031（内線2541）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数　最大３社とする。
⑵　構成員の組合せ　当局による一般競争参加資格のうち「鋼橋上部工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。
⑶　構成員の資格要件　全ての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。
⑷　出資比率　全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
①　発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると認定された時から工事の請負代金の完成払をした時まで。
②　発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると認定された時から契約の相手方が確定した時まで。
7　資格審査申請書類
⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
⑵　共同企業体等調書
⑶　経審結果通知書の写し
※令和５・６年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。
⑷　共同企業体協定書の写し
8　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。
9　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○○・□□□（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　坂井功が公告する入札参加資格の確認を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
上記５⑵に同じ。

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する石狩川改修工事の内　北村遊水地排水門機械設備製作据付工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和６年４月３日
北海道開発局長　柿崎　恒美
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　工事名　石狩川改修工事の内　北村遊水地排水門機械設備製作据付工事（電子入札及び電子契約対象案件）
2　工事場所　北海道岩見沢市
3　工事内容　本工事は、北村遊水地に水門設備の製作・据付を目的として工事を行うものである。
⑴　水門設備　製作・据付（ステンレス鋼製ローラゲート　15.0m×9.8m）Ｎ＝２門、製作・据付（戸当り　戸当高19.8m　純径間15.0m）Ｎ＝２門分、製作・据付（開閉装置　電動ワイヤロープウインチ式（１Ｍ１Ｄ））Ｎ＝２門分、製作・据付（カーテンウォールステンレス製）Ｎ＝２門分
⑵　操作制御設備　製作・据付（機側操作盤、電源切替分電盤　屋内閉鎖自立型）　１式
⑶　鋼製付属設備　製作・据付（螺旋階段　ステンレス製　螺旋階段高13.0m）Ｎ＝３基、製作・据付（転落防止柵　ステンレス製）１式
4　工事区分　機械装置
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　令和６年４月３日から令和６年５月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、令和６年５月16日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　平成21年４月１日から公告開始日までに元請として完成・引渡しが完了した次の要件を満たす水門設備の製作及び据付を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の